別記

一　飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　（略） ２～７　（略） ８　この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令別表二㈡⑴３ａに規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。 ９・10　（略）	（定義） **第２条**　（略） ２～７　（略） ８　この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令第７条第２項第２号ホに規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。 ９・10　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　食品缶詰の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、食品缶詰（輸入食品缶詰は除く。）の容器又は包装に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見易い場所に明瞭に表示しなければならない。	（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、食品缶詰（輸入食品缶詰は除く。）の容器又は包装に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見易い場所に明りょうに表示しなければならない。

事項	基準
１　（略）	（略）
２　原材料の種類名	⑴　（略） ⑵　食品添加物にあっては、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）の定めるところにより表示する。
３～７　（略）	（略）

事項	基準
１　（略）	（略）
２　原材料の種類名	⑴　（略） ⑵　食品添加物にあっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の定めるところにより表示する。
３～７　（略）	（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

三　粉わさびの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要表示事項） **第３条**　事業者は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に掲げる基準に従い、粉わさびの容器又は包装の外部から見やすい場所に、邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。この場合において、表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する８ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。 ⑴　（略） ⑵　原材料名 「原材料名」の文字の次に、使用した原材料を、次に定めるところにより表示すること。 ア　（略） イ　食品添加物は、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）の規定に従い、すべての原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示すること ⑶～⑹　（略） ２　事業者は、粉わさびの容器又は包装の表面に、当該容器又は包装の表面に表示する文字のうち最も大きな文字を使用し、邦文で明瞭に「粉わさび」と表示しなければならない。	（必要表示事項） **第３条**　事業者は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に掲げる基準に従い、粉わさびの容器又は包装の外部から見やすい場所に、邦文で明りょうに一括して表示しなければならない。この場合において、表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する８ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。 ⑴　（略） ⑵　原材料名 「原材料名」の文字の次に、使用した原材料を、次に定めるところにより表示すること。 ア　（略） イ　食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の規定に従い、すべての原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示すること ⑶～⑹　（略） ２　事業者は、粉わさびの容器又は包装の表面に、当該容器又は包装の表面に表示する文字のうち最も大きな文字を使用し、邦文で明りょうに「粉わさび」と表示しなければならない。